

中津川市景観づくり支援補助金事業について

中山道沿道景観区域の統一的な景観づくり、良好な景観を維持促進していただくため、地域での景観に関する活動に対して支援（補助金）を行います。

補助対象者

重点区域内又は沿道区域内の区、自治会等又は任意団体

補助対象事業（補助対象経費に対する限度額）

- 景観形成のために行う花壇の設置、草花の植栽又は花木若しくは緑化木等の植栽（限度額 10万円）
 - 花飾り修景
 - 景観スポット修景 など
- 統一的なまちなみを演出するための修景活動・良好な景観を活用した景観に関するイベント活動等（限度額 40万円）
 - 景観紹介マップを作成し、景観を楽しむツアー開催
 - 景観撮影スポットづくりと紹介（SNS等で発信） など

補助対象経費

- ・ 謝礼金・・・研修、講演等に係る講師、技術的助言を受けるための専門家等に対する謝礼
- ・ 消耗品費・・・文具類
- ・ 印刷費・・・パンフレット、チラシ等の広報物及び報告書その他資料の印刷費
- ・ 資料費・・・図書、文献、資料等の購入費
- ・ 通信費・・・はがき、切手等の郵便料
- ・ 資材費・・・花木、緑化木等景観に配慮した植栽木、草花、肥料等の材料費
- ・ 保険料・・・傷害保険等の保険料
- ・ 使用料及び賃借料・・・会場の使用料、物品の賃借料及び機械等の借上料

（注）飲食又は財産取得に係る経費、交付申請を行う団体の運営経費、給与等の人件費
その他市長が不相当と認めた経費は、対象外

※ 関係書類は、市ホームページから
ダウンロードできます。

【 問い合わせ 】

中津川市役所都市住宅課

TEL 0573-66-1111（内線 206）

FAX 0573-66-4050